資料２

環境省
Ministry of the Environment

総合評価落札方式の実施状況等について

令和８年度環境配慮契約法基本方針検討会（第２回）

令和８年11月13日
環境省　環境経済課

目次

1. 総合評価落札方式の評価方法等（振り返り）
2. 総合評価落札方式の導入に向けた検討事項等
3. 未実施機関へのフォローアップ
4. 令和９年度以降の検討事項等

1. 総合評価落札方式の評価方法（振り返り）

総合評価落札方式（評価項目）検討の基本的考え方（除算方式）

環境省

■ 除算方式で実施するため、標準点については、評価項目を満たす場合には100点、満たさない場合には０点となる。**基準値は固定ではなく、必要に応じて見直すことを検討**。なお、二酸化炭素排出係数と調達電力の再エネ割合については**2030年度目標に向け**、随時引き下げ/引き上げを行う予定。

		評価項目 / 基準値　（例）		選定理由
標準点（基礎点）	1	二酸化炭素排出係数 事業者全体 または メニュー別排出係数	**0.435（事業者全体）** または**0.342（メニュー別）** ⇒小売電気事業者の単純平均値と2030年度の目標値の0.25kg-CO2/kWhの間を線形で強化した場合の2027年度の値	現状、裾切りの最も大きな１要件となっており、環境配慮契約法の温室効果ガスの削減の主旨に照らしても継続して重視すべき項目であるとともに、地球温暖化対策計画（2035年度60%削減、2040年度73%削減）、政府実行計画等における目標達成のため、事業者全体の排出係数を引き下げる方向での検討が必要。一方で排出係数の低いメニューを持っていても、事業者全体のしきい値を超えてしまったために、環境配慮契約の枠組みの中で販売できていないという状況もあり、入札要件となる標準点ではこれまでの事業者全体の評価に加えて、メニュー別排出係数も評価するのが適当か。なお、**メニュー別排出係数でクリアする場合は、0.342以下のメニューのみ販売可能とする。**
	2	調達電力の再エネ割合	**50%** ⇒2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	現状、裾切りの要件には入っていないが、政府実行計画に掲げられた2030年度までに60%以上とする目標達成に向けて、調達電力の再エネ割合は少なくとも40%とすることとなっているため、環境配慮契約では実質上の裾切りとなっている。
加算点	3	二酸化炭素排出係数 事業者全体	**0.435※～0.250（線形評価）** ※2027年度契約のしきい値。なお、0.435を上回る場合は減点（沖縄エリアはエリア内排出係数で評価）	現状の契約方式では、裾切りしきい値を下回った場合、その程度に関わらず評価は一定であるが、削減努力に見合った評価がなされるよう、加点項目にも追加する。また、標準点をメニュー別排出係数で評価する場合、地球温暖化対策計画等に照らして、事業者全体の排出係数を下げる必要もあり、加点項目では事業者全体を評価する。
	4	調達電力の再エネ割合	**50※～100%（線形評価）** ※2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	二酸化炭素排出係数同様、基準値を上回った程度に応じて適切に評価されるよう、加点項目にも追加する。
	5	再エネ導入率（事業者全体の評価）	**0※～15%（線形評価）** ※現状の裾切基準で加点される最低ライン	現状、裾切りの1要件となっており、政府実行計画等における目標達成のため、再エネ電力割合を高めることが重要であるため。
	6	未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	**0※～２%（線形評価）** ※現状の裾切基準で加点される最低ライン	現状、裾切りの1要件となっており、脱炭素社会の実現に向けて、一次エネルギー削減に大きく貢献する未利用エネルギーの活用が重要であるため。
	7	追加性のある再エネ（調達電力の評価）	**35～100%（線形評価）**	再エネ電力の供給量の増加につなげるため、RE100技術要件を参考に追加性のある再エネ（運転開始日またはリパワリング日の15年以内であること）をより評価する。
	8	指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	**調達者の要件に合致**	現状の加点項目であり、地域脱炭素施策を支援するため、引き続き評価してはどうか。再エネの指定地域における地産地消に資する電力メニューの購入等が含まれる。また、地域脱炭素化促進事業に認定された事業による発電電力や指定地域の卒FIT電力の買い取りを評価することも考えられる。
	任意	DR等の取組	**調達者の要件に合致**	現状の加点項目であり、電気料金型やインセンティブ型のディマンド・リスポンス等の取組を引き続き任意の評価項目とする。

総合評価落札方式の検討(加点項目の配点例：加点の満点50点)

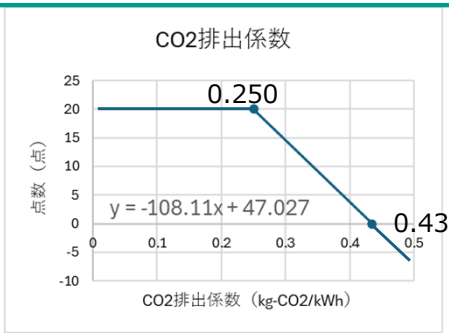
環境省

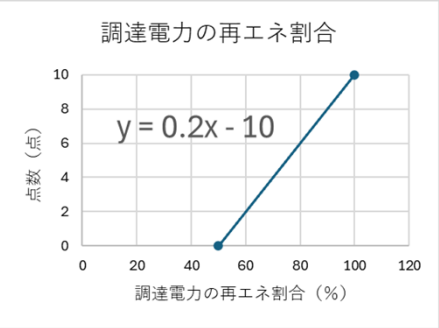
- 標準点の条件を満たす場合は入札参加資格を付与（除算方式の場合は**標準点100点を付与**）。
- 現行方式の配点バランスは二酸化炭素排出係数7割、未利用エネルギー活用状況1割、再エネ導入状況2割。現行方式の配点や全体の評価項目のバランスを鑑み、以下の案とした。

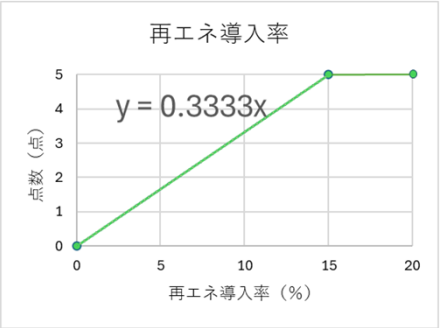
＜加点項目の配点例：満点50点＞

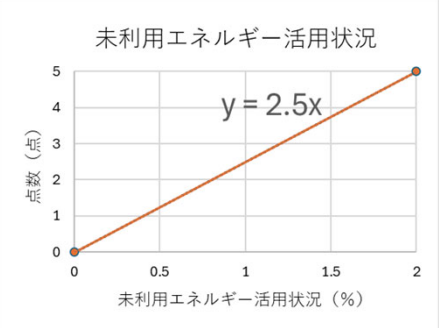
評価項目	満点	
	現方式の配点バランスから設定	調整後
二酸化炭素排出係数（事業者全体）	35点	20点 ※右図のとおり線形評価
調達電力の再エネ割合	-点	10点 ※右図のとおり線形評価
再エネ導入率（事業者全体の評価）	10点	5点 ※右図のとおり線形評価
未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	5点	5点 ※右図のとおり線形評価
追加性のある再エネ（調達電力の評価）	-点	5点
指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	-点	5点

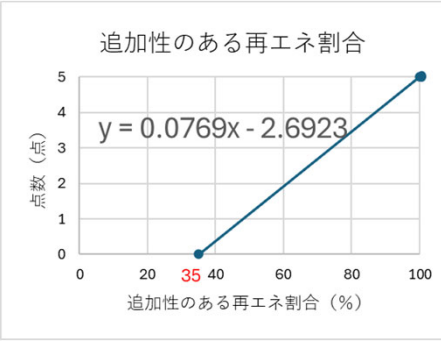
調整

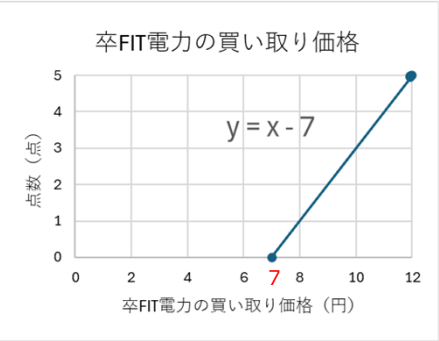












【参考】他方式での契約（再エネ100%の契約・PPA方式の活用等）

環境省

- 政府実行計画において、2030年以降、調達電力に占める再エネ電力を60%以上とすることを目標としている。
- 環境省では、再エネの活用により深刻化する気候変動問題への対応と地域活性化への貢献を率先的に進めていく姿勢を示すため、一需要家として、**2030年までに自ら使用する電力を100%再エネで賄う**ことを目指している。
- 再エネ電力比率の向上のため、「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」や「PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き」等を参照し、共同調達やリバースオークション、PPA方式等を活用して積極的に再エネ比率の高い電力の調達を行うことが望ましく、こうした契約で**100%の再エネを調達する場合は総合評価の導入後も環境配慮契約として実施が可能。**

 ※なお総合評価落札方式は排出係数等評価項目の基準値の見直しを見据えて、原則単年度契約を想定。

●公的機関のための再エネ調達実践ガイド（抜粋）

一般競争入札による調達事例　15



- 新宿御苑では、2019年度に試行的に行っていた再エネ比率30%の電力調達から、2020年度は再エネ比率100%の電力調達に切り替え。
- 環境配慮契約法に基づく裾切基準を設定した上で、仕様書にRE100の要件を明記する形で一般競争入札を実施。
- 再エネ電力メニューの購入により、RE100を達成。



入札の結果について

	2020年度	（参考）2019年度	（参考）2018年度
再エネ比率	100%	30%	–
入札時の予定使用電力量（A）	918,000kWh	725,000kWh	706,200kWh
入札価格（税抜）／（A） ※ 再エネ賦課金、燃料費調整は除く	17.1円/kWh	17.1円/kWh	17.6円/kWh
契約事業者名	ゼロワットパワー株式会社	株式会社F-power	株式会社パネイル

●PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き（抜粋）

1．太陽光発電設備の導入パターン

1-3. 自己所有とPPA方式の比較一覧

自己所有とPPA方式の各パターンの特徴を一覧にまとめました。

	自己所有	第三者所有	
		オンサイトPPA	オフサイトＰＰＡ
設備所有権	政府	PPA事業者	PPA事業者
初期投資	設備導入には大きな費用が必要	不要（※） PPA事業者が負担	不要（※） PPA事業者が負担
ランニングコスト	保守点検費など	（電気料金： PPA単価×消費量）	（電気料金： （PPA単価＋託送料金等）×消費量）
契約期間	–	長期 10年～20年	長期 10年～20年
設備の処分・交換・移転等	○ 自由にできる	× 自由にできない	× 自由にできない
環境価値獲得可否	○	○	○

※：電気代としてPPA事業者に支払う

5

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの概要

令和7年12月23日　大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

１．不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化 【環境省、経済産業省】
◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知 【文部科学省】
◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張 【環境省】

②安全性の確保

◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化 【農林水産省】
◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設 【経済産業省】
◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化 【経済産業省】

③景観の保護

◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表 【国土交通省、農林水産省、環境省】

※　その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省　等】

２．地域の取組との連携強化

◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置 【経済産業省、環境省、総務省】
◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表 【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知 【文部科学省】【再掲】
◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進 【環境省】【再掲】
◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネＧメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加 【経済産業省】

３．地域共生型への支援の重点化

◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応 【農林水産省】
◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定 【環境省】
◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進 【経済産業省】

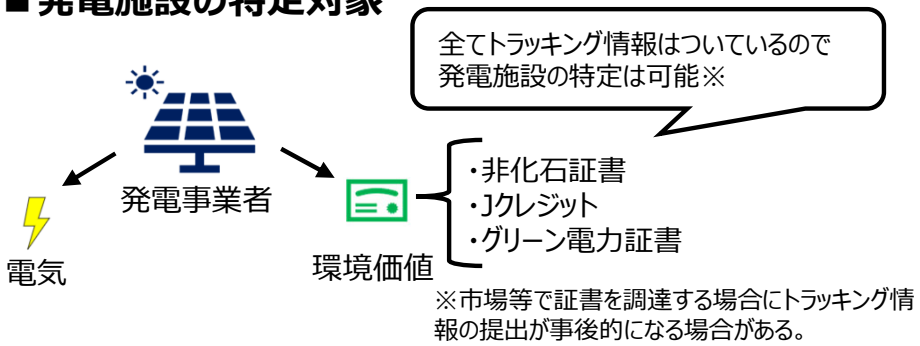
法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることについて①

■ **入札資格：①契約に基づき供給する（した）電気及び環境価値（又は環境価値のみ）に係る発電施設・発電事業者等の情報を提出し、**かつ、**②関係法令に違反した発電事業者に由来する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）を供給しないことを誓約書によって約束すること**

■ 加点要素：調達者（国）が指定する地域内で発電又は発行された電気・環境価値を提供できること。

■ 是正措置：小売電気事業者に対する是正措置義務（違法な事業者に由来する電気・環境価値の供給をやめる義務）

■発電施設の特定対象



※市場等で証書を調達する場合にトラッキング情報の提出が事後的になる場合がある。

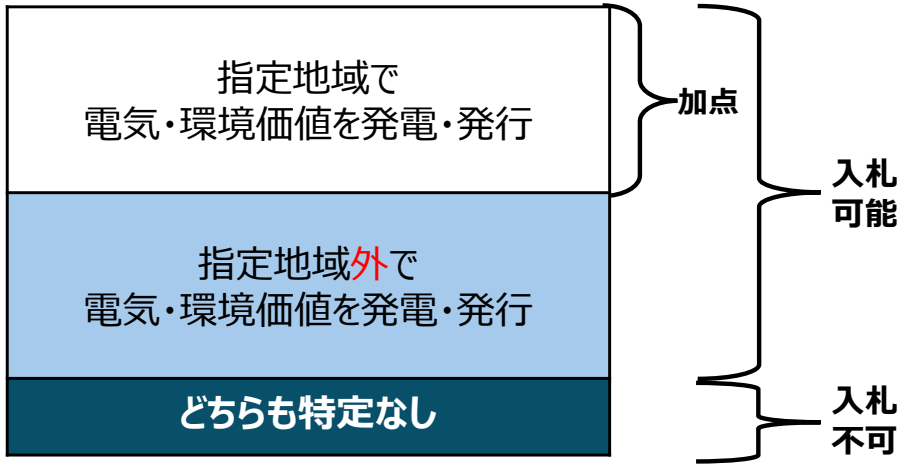
■関係法令

関係法令とは、**事業計画策定ガイドライン※で示される主な関係法令リストに記載の法令**をいう。

※「事業計画策定ガイドライン」（2025年４月改訂資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

また、太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧として、関係法令や条例をまとめてHPに掲載している都道府県もあり、参照することができる。

■入札可能な範囲・加点対象



指定地域：調達者（国）が仕様書等で示す地域。地域脱炭素化促進事業認定制度の認定事業や、官庁施設の所在地域もしくは再エネ連携協定先の地域等が考えられる。

法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることについて②

指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組の評価

■ 再エネの地産地消や再エネ発電施設の最大限の活用促進等を評価の方向性として設定。

■ **推進したい施策や取り組みに応じて調達者において評価基準や指定地域の在り方を検討**することとしているが、評価基準を以下のとおり、解説資料に例示している。

●環境配慮契約法基本方針解説資料

カ．指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

① 指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組例について

地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組を評価することを大枠の方向性とし、調達者の判断により指定地域及び評価内容の設定が可能である。

- 指定地域において発電された再エネ電気を供給していること
- 「地域脱炭素化促進事業制度」において誘致された地域や農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を受けた事業で発電された電気を供給していること
- 指定地域における卒 FIT 電気の買取を行っていること
- 再エネに関する連携協定先の電気を供給していること

などが考えられる。

https://www.env.go.jp/content/000386072.pdf

法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることについて③

環境省

契約書類等での規定

- ■ 入札説明書において、競争参加資格に「供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設」に係る書類の提出を規定。 以下のとおり別添資料で発電施設情報を提出させる。
- ■ 契約書において、関係法令への違反が明らかな場合で催告したにもかかわらず、期間内に是正されないときは契約を解除できる旨を規定。

■入札説明書の記載例

３．競争参加資格

（６）二酸化炭素排出係数、供給する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示、並びに**供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設に関し、別添３別紙２及び別紙３を提出すること**

別添３
別紙２：発電施設情報の提出及び当該施設を設置・運営する事業者が設置・運営する再エネ発電施設の違反がないことを誓約
別紙３：供給“予定”の「電気及び環境価値（もしくは環境価値のみ）」の由来となった発電施設情報の提出
別紙４：供給“後”の「環境価値」の由来となった発電施設情報の提出

■契約書の記載例

（是正措置）

第１３条　この契約に基づき乙が甲に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令の違反が明らかになった場合、乙は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の甲に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

（契約の解除）

第１４条

４　第１３条の規定により、甲が乙に対し、是正措置を行うよう求めたにもかかわらず、相当の期間内にこれが行われないときは、甲は何らの催告を要することなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

仕様書ひな型の見直し（独自燃料調整費・市場連動型の紹介）

■ 環境省が示す電力仕様書例においては、これまで旧一般電気事業者と同様の料金体系を示しており、独自に燃料調整費を定める場合や市場連動型の料金体系について示していなかった。

■ 一方で、入札者の不足等を理由に環境配慮契約が未実施である機関が複数あり、様々な料金体系を許容する記載にすることで、入札に参加できる事業者が増えると考え、仕様書のひな型を見直した。なお、競争の平等性を確保するため、入札価格は総額とすることを想定している。

●仕様書ひな型の記載

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。 ※調達者は料金体系の設定に応じてア、イまたはウを選択して記載。
料金体系を絞りたい場合はいずれかを選択して記載し、その限りでない場合（出来るだけ応札者を確保したい場合）はア～ウの全てを記載することにより、多様な料金体系を提供する事業者が応札できる。

ア　電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：旧一般電気事業者の算定諸元に準じる場合
（中略）

イ　電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合
（中略）

ウ　電力量料金：市場連動、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合

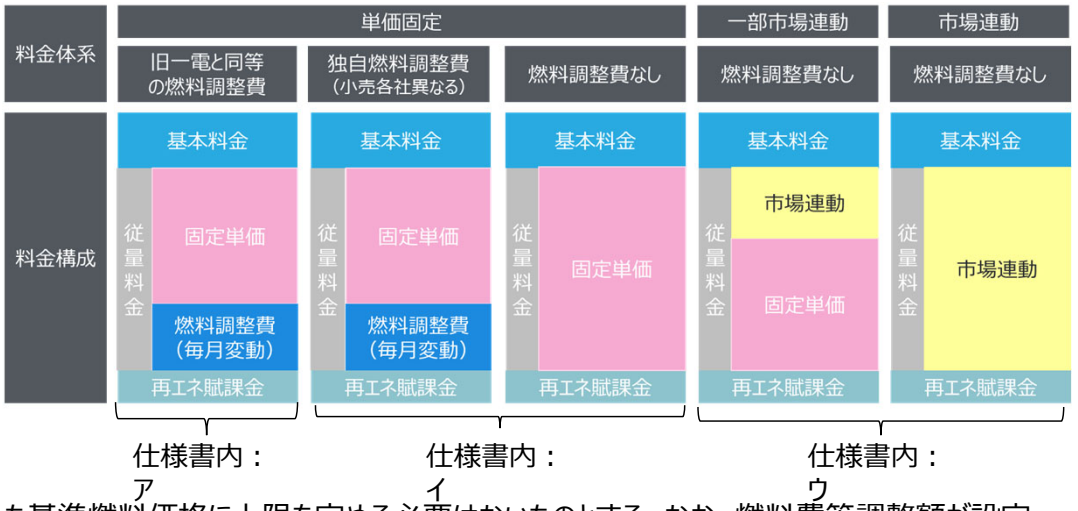
①－１　基本料金
契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。

①―２　電力量料金
契約ごとに定める従量料金単価に３０分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。
※需給契約開始後、３０分値を発注者が確認できる体制を整えること。

①―３　燃料費等調整額
受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を０円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①―４　再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

◆小売電気事業者で提供される様々な料金体系イメージ



２．総合評価落札方式の導入に向けた検討事項等

基本方針改定後の取組

■ 今年３月の基本方針改定後、セミナー等において総合評価落札方式の導入及び、地域と共生が図れられていない電気の調達を避ける方針、独自燃調・市場連動も認める料金体系などについて説明を実施。

■ 調達者に対しては、基本方針解説資料、契約書類のひな型、計算ツールの提供を行い、制度の理解醸成に努めている。

〇セミナー等での説明

（環境省主催）

・６月９日　関係省庁連絡会議
・６月18日　全国説明会（オンライン：国等・自治体調達担当者、事業者向け）

（その他）

・６月11日　ローカルグッド創生支援機構（地域再エネ事業者向け）
・８月26日　九州・沖縄地域脱炭素推進会議幹事会
（九州・沖縄地域の国等の調達担当者向け）
・８月18日　おおさかスマートエネルギー協議会（大阪府の調達担当者向け）
・10月22日　株式会社UPDATERセミナー（国等・自治体調達担当者、事業者向け）

〇契約書類のひな型の提供
〇計算ツールの提供

契約書類のひな型の提供

■ 各府省庁の調達担当者向けに契約書類のひな型を契約方式（総合評価落札方式・裾切方式）ごとに作成し、環境省HPで提供している。



契約類型ごとの参考資料

ホーム ＞ 政策 ＞ 政策分野一覧 ＞ 総合環境政策 ＞ 環境と経済 ＞ グリーン契約（環境配慮契約）について ＞ 契約類型ごとの参考資料

電気

- 電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（PDF）[PDF 1.5MB]
- 電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（word, excel）[File 381KB]
- 電気供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例[PDF 130KB]
- 電気供給契約（裾切り方式）における仕様書、競争参加資格確認関係書類等の例[PDF 560KB]

環境省HP：https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

【参考】調達者の負担削減のための計算ツール（Excel）配布について①

■ 調達者が線形評価により調達の負担を負わないよう、環境省から計算ツールとしてExcelブックを提供。各小売電気事業者から提出される、評価項目の数値を入力することで、加算点の合計点を計算する仕組み。

総合評価の評価項目ごとの加算点算定シート

	加算点の評価項目	単位	事業者の評価項目 調達者が入力↓	点数 （評価値）	項目の満点
ア	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	kg-CO2/kWh	0.374kg-CO2/kWh	4.333点	20点
イ	調達電力の再エネ割合	%	80%	5.000点	10点
ウ	再エネの導入状況	%	15%	1.667点	5点
エ	未利用エネルギーの活用状況	%	5.50%	2.750点	5点
オ	追加性のある再エネ割合	%	90%	4.231点	5点
カ	地域取組（卒FIT電力の買取価格）	円	12.5円	3.438点	5点
キ	ディマンド・リスポンスの取組	－			0点
			加点項目計	21.418点	50点

※黄色のセル（必須：D4～D9）及びベージュのセル（任意：D10←リスト選択）のみ入力可能です。他のセルは保護されています。

※「点数（評価値）」欄の緑文字・淡緑背景は評価項目が満点の場合です。

※**カ．地域取組**の評価内容は各調達者が設定可能です。卒FIT電力の買取価格以外を評価する場合は、地域取組以外の項目で算出ツールの活用をお願いいたします。

※**キ．ディマンド・リスポンスの取組**の評価の有無及び評価する場合の内容は調達者が任意で設定可能です。調達者が検討の上、適切に設定をお願いいたします。
ディマンド・リスポンスの取組を**加点項目に設定した場合（ツール②C10セルに点数を入力）**は「D10セル」で対象事業者の**取組状況（実施／未実施）を選択**することで点数 が加点されます。

※総合評価の総合評価値の算出は、加点項目計の点数に標準点（100点）を足した点数を価格点（入札価格/1,000,000【百万】）で割って算出してください。

※**沖縄エリアの調達**の場合、事業者全体のCO2排出係数の項目は沖縄エリアで供給された電力に基づく排出係数での評価となります。
（小売電気事業者に当該数値の提出を求めてください。）

https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

【参考】調達者の負担削減のための計算ツール（Excel）配布について②

■ 計算ツールは加算点の配点や基準値の上限、下限を調達者で設定できるシートも用意している。

総合評価の評価項目の配点・基準値（下限値・上限値）の設定シート

	加算点の評価項目	設定する配点↓	解説資料掲載の配点	基準値（下限：0点）	解説資料掲載の基準値（下限）	基準値（上限：満点）	解説資料掲載の基準値（上限）	計算式（1次関数）
ア	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	20点	20	0.400kg-CO2/kWh	0.435	0.280kg-CO2/kWh	0.250	y = -166.67 x + 66.667
イ	調達電力の再エネ割合	10点	10	60%	50	100%	100	y = 0.25 x + -15
ウ	再エネの導入状況	5点	5	5%	0	35%	15	y = 0.1667 x + -0.8333
エ	未利用エネルギーの活用状況	5点	5	0.00%	0	10.00%	2	y = 0.5 x + 0
オ	追加性のある再エネ割合	5点	5	35%	35	100%	100	y = 0.0769 x + -2.6923
カ	地域取組（卒FIT電力の買取価格）	5点	5	7.0円	7	15.0円	12	y = 0.625 x + -4.375
キ	ディマンド・リスポンスの取組	0点	任意					
	加点計	50点	←50点になるように設定					

※黄色のセル（必須：C4～C9、E4～E9、G4～G9）及びベージュのセル（任意：C10）のみ入力可能です。他のセルは保護されています。
※設定する配点、基準値を以下に示す【基準値の設定範囲】内で設定し、黄色のセル及びベージュのセルに入力してください。最初は基本方針解説資料に記載の値が入力されています。
※加点の合計は必ず50点になるように設定してください。緑文字・緑背景の場合は50点になっています。
※「配点」の欄（C列）及び「基準点」の欄（E列・G列）の赤文字・淡赤背景はエラーです。修正をお願いいたします。
　一加算点の必須の評価項目であるア～カの配点（C列）が"0"点以下、基準値の下限（E列）・上限（G列）の数値が異常値（以下の【基準値の設定範囲】外の数値、
　上限・下限の数値の大小が間違っている場合）など
※計算式（K列、N列）はツール①に連動しています。配点・基準値を設定したのち、ツール①を用いて各事業者の加算点を確認してください。
※契約書類の別添４（電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法）に算出式（I4~N10）及びグラフ（ツール③）を貼り付けて、契約書類を作成してください。

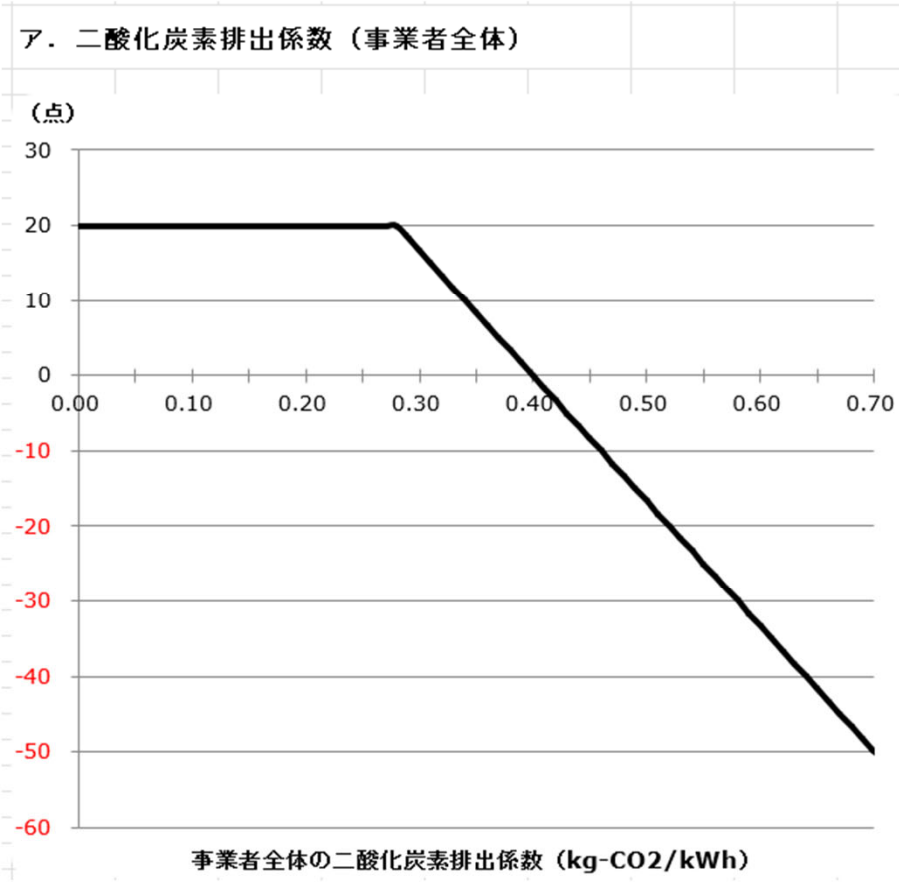
【基準値の設定範囲】

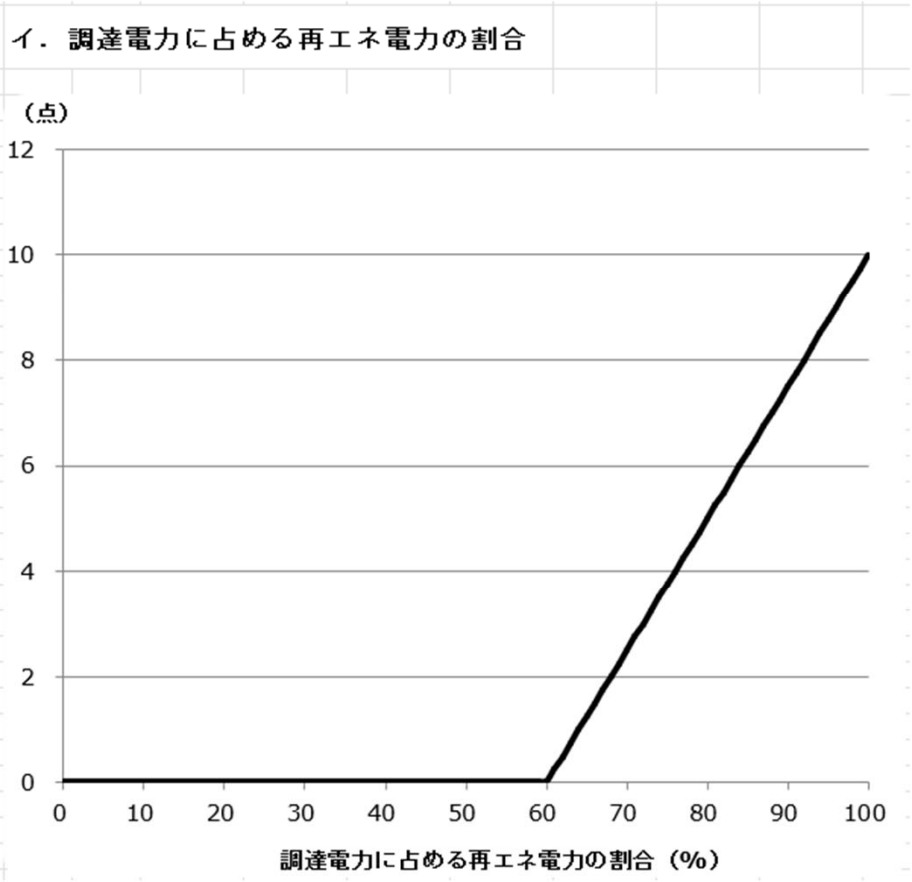
	加算点の評価項目	基準値の範囲
ア	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	0.000～1.100kg-CO2/kWh
イ	調達電力の再エネ割合	0～100%
ウ	再エネの導入状況	0～100%
エ	未利用エネルギーの活用状況	0～10%
オ	追加性のある再エネ割合	0～100%
カ	地域取組（卒FIT電力の買取価格）	0～20円

https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

【参考】調達者の負担削減のための計算ツール（Excel）配布について③

■ 調達者が設定した配点と基準値に対応した線形グラフが表示されるようになっており、契約書類にそのまま貼り付けられるようにしている。





https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

総合評価の実例

■ 国等の機関において、７件実施済み。１件開札済み（契約準備中）。19件公告中。13件入札手続き中。１件検討中。※いずれも11/6時点で報告された分のみ。

■ 現時点でも各機関から総合評価に関して多く質問を頂いている。

●契約実施済み（開札済みも含む）の省庁別（独法も含む）件数

法務省	１件
財務省	２件
農林水産省	５件

●公告中の省庁別（独法も含む）件数

厚生労働省	１件
経済産業省	１件
農林水産省	２件
国土交通省	３件
文部科学省	３件
法務省	３件
財務省	６件

各機関からの問合せ事項の例①

カテゴリ	質問	回答
導入時期	令和８年度の契約において、総合評価落札方式を実施しないといけないのか。	総合評価に切り替える準備期間や周知期間を考慮して、令和8年度は移行期間としてご案内している。令和９年度分の電力契約は令和８年度の秋頃から始まる場合が多いと聞いており、この頃には総合評価の準備も整うと考えられることから、令和９年度分の電力契約は総合評価にて実施いただくよう各機関にお願いしている。
評価方法	標準点・加算点の評価項目は各法人の判断で変更可能か。	標準点・加算点の評価項目については、いずれも設定を必須としている。一方で、基準値については協議対象に含まれておらず、調達者で自由に設定可能。
	「再生可能エネルギー電気が供給の全ての割合を占める場合は、必ずしも総合評価落札方式によらなくてもよい」とは具体的にどのような場合を想定しておりますでしょうか。	当該契約において再エネ100%の供給を仕様で定める場合は、総合評価落札方式にこだわらず、裾切方式や随意契約等でも構わない。（総合評価落札方式の導入には一定の事務負担が生じることから、再エネ１００%で契約されるのであれば環境配慮とみなして、引き続き裾切方式で実施しても構わない。またＰＰＡ（多くの場合、随契になると思料）も環境配慮契約に含めるためこのような規定としている。）
評価項目	加算点カの地域指定はどのようにすれば良いか。	調達者の判断で設定可能。一般に広く設定する方が、多くの事業者が点数を獲得しやすい。
	排出係数・再エネ導入率の評価年度	調整後排出係数は、経産大臣・環境大臣が公表した排出係数を用いることとしておりますが、国による確認・公表が完了するまでに、小売電気事業者の算定時点からラグが生じますので、小売電気事業者が算定した数値が存在するのであれば、それを「最新」の数値として評価いただくことを想定しています。
	卒FITの買取価格は、消費税込の金額を想定されているのか、あるいは規定はなく、各調達機関において取り決めるものなのか。	調達者で決めていただいて問題ないですが、公平に判断できるよう、条件は記載してください。
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価項目に含める必要があるか。	実施要領に基づき、ワークライフバランスは考慮しなくて良い旨を内閣府に確認しています。 https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi/pdf/youryou2-2-1.pdf

各機関からの問合せ事項の例②

カテゴリ	質問	回答
料金体系	市場連動にする場合、応札業者は入札内訳書にどのように記載すればよいか。将来の単価を入札時点で見積もることは困難かと思い、どのような方法で入札手続きを行うかご教示いただきたい。	電気料金の算定方法は、独自燃調費、市場連動の場合の入札金額の算出方法は仕様書の（９）に定めている。エリアプライスの実績単価として、算定期間を調達者が定めた上で、算出する。
	燃料費等調整額を独自に定める算定諸元での算出を認める場合、入札時には燃料費等調整単価では競わせずに、基本料金および電力量料金で競争させ、実際の請求時には受注者が毎月設定した燃料費調整単価で請求するという認識で間違いないか。	電気料金の算定方法は、独自燃調費、市場連動の場合の入札金額の算出方法は仕様書の（９）に定めている。エリアプライスの実績単価として、算定期間を調達者が定めた上で、算出。請求時は受注者が設定する単価に基づいた請求となる理解で相違ない。
	燃料費調整額を受注者が独自に定めた算定諸元で算出した場合、一般送配電事業者の供給条件より高額（高値）となることも想定される、との認識で間違いないか。	燃料費調整額の算定諸元が事業者により異なるので一概に言うことは難しい。市場連動なども取り入れられている事業者もいるので、電力需給も影響する場合がある。つまり、一般送配電事業者の燃調費より一定の期間は安くなったが、他の時期では逆に高くなるということもあり得るかと思う。
	仕様書２（８）「電気料金の算定方法」について、ア（旧一般電気事業者の算定諸元に準じる）よりイ（燃料費等調整額を独自の算定諸元で算定）の方が、一般的に応札者増が期待できるということか。	どちらも許容することで応札者の増加が期待できると考えている。
提出書類	「供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報」、「特定電源割当誓約書」、「特定電源割当証明書」の提出は必要なのか。また裾切方式でも提出が必要か。	令和８年３月の基本方針の改定により、地域と共生の図られていない発電施設で発電された電気は調達しないという方針が位置づけられています。これを遵守するため、これらの書類を提出させることが必要となります。 裾切方式であっても、基本方針の規定により、これらの提出は必要となります。

FAQの公開

■ 各府省庁等から実際に問合せのあった内容を中心にFAQを更新・追加し、環境省HPで公開。

「電気の供給を受ける契約」Q&A

ホーム ＞ 政策 ＞ 政策分野一覧 ＞ 総合環境政策 ＞ 環境と経済 ＞ グリーン契約（環境配慮契約）について ＞ グリーン契約　Q&A ＞ 「電気の供給を受ける契約」Q&A

Q&Aは「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針解説資料」に示した参考例の補足として記載しています。まずは解説資料をご一読いただき、さらにご不明点がある際にこちらのQ&Aをご活用ください。

1．契約方式について

Q1. 今後は総合評価落札方式で実施しないといけないのでしょうか。

A．令和８（2026）年3月の基本方針改定により、国等の電力供給契約については総合評価落札方式で実施する旨が規定されています。そのため、入札を実施する場合は総合評価落札方式で実施してください。なお、契約において再エネ100%の電気が供給される場合は、契約方式に依らず環境配慮契約を実施したとみなされます。

環境省HP：https://www.env.go.jp/policy/ga/net1.denki.html

３．未実施機関へのフォローアップ

未実施機関へのフォローアップ

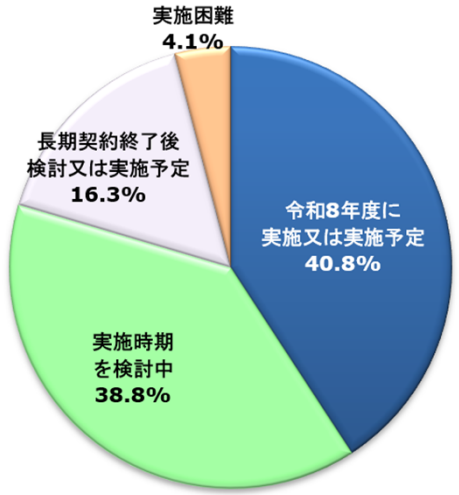
昨年度調査

- 令和６年度の予定使用電力量が3,000万kWh/年以上の環境配慮契約未実施の**11機関**に対して、実施に向けての課題や実施困難な理由に沿って、環境省からコメントを送付し、実施の検討を促進。
- **11機関のうち**、**令和７年度契約から環境配慮契約を実施**が**１機関**、**令和８年度契約から実施又は実施予定**が**６機関**、**令和９年度契約から実施予定**が**2機関**、導入を検討が2機関であった。

今年度調査

- 令和7年度の予定使用電力量が1,000万kWh/年以上の環境配慮契約未実施の**26機関(昨年から引き続き対象となったのは５機関)**に対して、昨年同様、実施の検討を促進。
- **26機関(49施設)のうち、令和８年度契約で環境配慮契約を実施又は実施予定**が**20施設**（40.8%）、**実施時期を検討中**が**19施設**（38.8%）、**長期契約終了後検討又は実施予定**が**8施設**（16.3%）
- **総合評価落札方式の導入**について**実施又は検討する旨の回答**は**28施設**あった。
- 総合評価落札方式に関する回答として、**令和9年度から実施又は検討**が**8施設**、**10年度以降に実施又は検討**が**9施設**、**時期の定めはないが導入を検討**が**6施設**などとなっている。
- また、総合評価落札方式の導入検討に当たって、調達の安定性や価格の考慮の必要性や、まずは裾切り方式を導入した上で、総合評価落札方式を検討するとの回答もあった。

予定使用電力量の多い施設	件数	予定使用電力量（千kWh）
1,000万kWh以上	49	2,310,280
3,000万kWh以上	16	1,690,603
5,000万kWh以上	10	1,457,394



今後の環境配慮契約の実施見込み

４．令和９年度以降の検討事項等

令和9年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

- 令和8年度は、令和9年度からの総合評価落札方式の本格導入に向け、**総合評価落札方式と従来の裾切り方式を併用する移行期**として位置づけられている。本格導入に先立ち、準備が整った国や独立行政法人等における先行的な導入を推奨する一方、多くの機関においては現行の裾切り方式を継続して実施することも想定される。
- 令和8年度は、この二つの契約方式により、環境配慮契約を推進しつつ、新たな**総合評価落札方式の普及・周知**、**理解促進と運用ノウハウの蓄積**を図るものとする。

令和9年度は、これまでの裾切り方式から総合評価落札方式の導入という環境配慮契約の大きな変革を受け、電力専門委員会において、以下の検討を実施する。

1. 総合評価落札方式の円滑な導入及び運用状況の把握

✓ 総合評価落札方式の円滑な導入・定着を図るとともに、制度運用上の課題を把握し、今後の制度改善につなげる。

2. 環境配慮契約未実施機関へのフォローアップ

✓ 環境配慮契約の更なる実施促進に向け、未実施機関への重点的なフォローアップを行う

3. 今後の評価水準のあり方の検討

✓ 令和10年度における排出係数しきい値及び再エネ比率の見直しに係る検討

1. 総合評価落札方式の円滑な導入及び運用状況の把握

総合評価落札方式の円滑な導入支援、必要に応じた調達者ヒアリング及び小売電気事業者アンケート等を通じた評価項目や制度運用上の課題の把握、制度改善への活用

- 総合評価落札方式の円滑な導入支援
 - 導入初年度における調達者及び小売電気事業者の理解促進及び実務面の支援等
- 評価項目の運用状況や制度運用上の課題等の把握
 - 総合評価落札方式の運用実態や評価項目に係る課題、制度運用上の課題の把握

総合評価落札方式の**導入初年度における制度の円滑な運用の確保**

- ✓ 調達者及び小売電気事業者に対する情報提供の拡充、制度理解の促進
 - ➢ 調達者及び小売電気事業者に対する説明会、相談対応、Q&Aの整備等を通じた総合評価落札方式の円滑な導入及び定着
- ✓ 解説資料、標準的な契約書類、ツール類の改定・更新等に係る検討
 - ➢ 仕様書例、評価様式、算定ツール等の運用状況を把握し、実務上の課題や改善点の整理

調達者及び小売電気事業者における**運用に当たっての課題等の把握**

- ✓ 調達者に対するヒアリング等を通じた課題等の把握
 - ➢ 評価作業・確認作業に係る事務負担、評価根拠資料の確認方法、入札手続上の課題等
- ✓ 小売電気事業者に対するアンケート調査等を通じた課題等の把握
 - ➢ 応札への影響、評価項目への対応状況、資料作成に係る負担、制度に対する意見・要望等

2. 環境配慮契約未実施機関へのフォローアップ

環境配慮契約の未実施機関に対して重点的なフォローアップ及び個別の実施要請を行うとともに、更なる実施率向上に向けた対応方策を検討

- 環境配慮契約の未実施機関・施設の継続的公表による自主的・積極的取組の促進
 - 環境配慮契約締結実績の確認・精査後、未実施機関・施設を継続的に公表
- 電力使用量の大きい未実施機関・施設等への更なる重点的なフォローアップ
 - 重点的なフォローアップ及び個別の実施要請、必要な導入支援を通じた実施促進

環境配慮契約の未実施機関に対する更なる重点的なフォローアップの実施

- ✓ 環境配慮契約未実施機関・施設の**継続的な公表**（レピュテーション効果を期待）
- ✓ 未実施機関について未実施状況や課題を踏まえつつ、実施に向けた**重点的な働きかけ**
- ✓ 電力使用量の特に大きい未実施機関や長期間未実施となっている機関を対象として、関係府省庁とも連携しながら**重点的なフォローアップ**を実施
 - ➢ 令和7年度から特に予定使用電力量の大きい未実施機関に対して実施を促す働きかけ。令和8年度において当該機関に対するフォローアップを実施。令和9年度も重点的な働きかけを実施

3. 今後の評価水準のあり方の検討

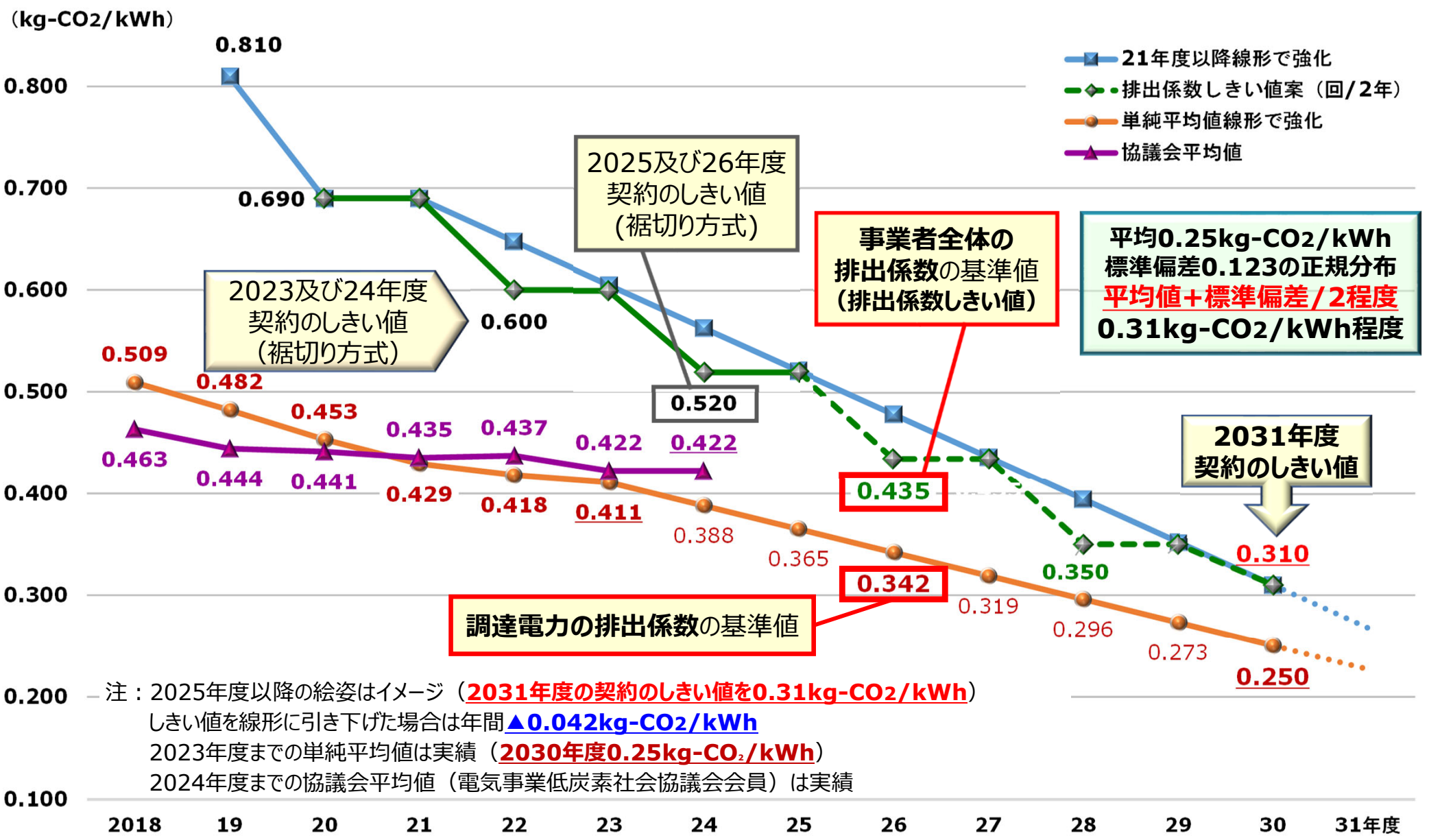
2030年度における排出係数及び再エネ比率の目標達成に向けた進捗や課題の整理、令和10年度の評価水準の見直しの検討

- 令和10年度における排出係数しきい値及び再エネ比率の見直しに係る検討
 - 排出係数しきい値及び調達電力に占める再エネ比率は原則として2年に1回程度の見直しを前提としており、令和9年度が検討の実施時期（令和10年度導入）

電気の供給を受ける契約における2030年度目標の脱炭素化を見据えた評価水準のあり方の検討（総合評価落札方式の評価項目を含む）

- ✓ 電力市場の動向、再エネ電源の導入状況、小売電気事業者の供給状況等を踏まえた**令和10年度における排出係数しきい値及び再エネ比率等の見直し**に係る検討
 - ➢ 2030年度における調達電力の排出係数及び再エネ比率の目標達成に向けた進捗状況等の確認
 - ➢ PPAや再エネ電力メニュー等の活用状況を踏まえ、国等の機関における再エネ導入拡大方策の検討
- ✓ 総合評価落札方式における**評価項目（排出係数、再エネ比率等）の評価水準**に係る検討

【参考】排出係数しきい値の引き下げの方向性（2030年度まで）



注：2025年度以降の絵姿はイメージ（**2031年度の契約のしきい値を0.31kg-CO2/kWh**）
しきい値を線形に引き下げた場合は年間**▲0.042kg-CO2/kWh**
2023年度までの単純平均値は実績（**2030年度0.25kg-CO2/kWh**）
2024年度までの協議会平均値（電気事業低炭素社会協議会会員）は実績

【参考】再エネ比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の**再エネ比率60%以上**の可能な限りの早期達成
 - **令和9（2027）年度**の調達電力の**標準点の基準値として再エネ比率を50%**
 - 総合評価落札方式の標準点の基準値である**再エネ比率の引き上げ**の検討
 - 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、2年に1回程度**再エネ比率を検討・提示**

